

パブリックコメント回答

No.	寄せられた意見	選挙管理委員会の考え
1	<p>1、投票区統廃合計画案によりますと投票区統廃合が必要である理由の一つに「各地区からの立会人の確保が難しい」というのがありますがこれは投票区統廃合が必要である理由にはならないと思います。</p> <p>私の質問に対して「現在の投票立会人の選出条件は「選挙権を有する者」となっており、必ずしも当該投票区から選出する必要はありません。南会津町では投票所となる集会施設は区が管理しているため、施設の施錠などの管理都合上、各行政区に推薦を依頼し立会人を選任しております。」というご回答ですが、そもそも施設の管理と選挙の立会人とは全く別の問題だと思います。</p> <p>公職選挙法改正後、当該投票区から立会人を選出する必要がなくなっても、施設の管理上便利のために、慣習としてその投票区から立会人を選出して来たということではないでしょうか？</p> <p>集会施設の開錠、施錠や、その他必要な時に地区の担当者が来れば管理者としての役目を果たせるはずで、一日中張り付いている必要はないと思います。</p> <p>したがって、必要に応じて当該地区以外からも立会人を選任する。一日拘束ではなく時間制を導入する。などの対策を実施すれば、投票区統廃合をしなくても立会人確保の問題は解決すると思います。</p> <p>また、計画案における「各地区からの立会人の確保が難しい」という表現は、これだけ見ると、あたかも公職選挙法でそう定められているかのような、誤解を招きやすい表現だと思います。</p> <p>2、「投票の利便性がある」、「過大な負担なく投票出来る」ということは民主主義の根幹をなす重大な問題だと思います。</p> <p>投票区統廃合は必ずこの投票の利便性の低下、投票行動の負担の増加を伴います。</p> <p>したがって日本の民主主義の根幹を守るために、必要以上の投票区統廃合はするべきではないと思います。</p> <p>もし行うとするならば、各地域の実情に合った方法で行うべきであり、必要以上の、過度な投票区統廃合は行うべきではないと思います。</p> <p>3、南会津町は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①広い山間部に住居が点在している。</li> <li>②公共交通機関が少ない。</li> <li>③高齢化率が高い。</li> <li>④豪雪地帯である。</li> </ul> <p>などの特徴があります。これらの問題を考慮すれば、投票区統廃合は必要最小限にとどめるべきではないでしょうか。</p> <p>4、以上のことを踏まえて私は以下の通り提案します。</p> <p>新投票区統廃合検討基準を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①直近6選挙の平均当日投票者数が50人以下であること。</li> <li>②当該投票区における住民と協議し、同意が得られること。</li> </ul> <p>この二つの要件を満たしていること。</p> <p>と変更すること。</p> <p>仮にこの基準で統廃合を行った場合、廃止される投票区は14箇所となり、削減率は</p> $14 / 55 \times 100 \approx 25\%$ <p>となります。</p> <p>これによる人員削減、経費節減の効果は一回の統廃合の結果としては十分ではないでしょうか。</p>	<p>投票区統廃合については、期日前投票者の増加に伴い当日投票者が減少していることなど、投票を取り巻く環境が変化する中で、投票業務の効率化や職員数の減少等の課題解決のため、町全体を対象に実施するべきと考えております。</p> <p>削減率については、ご意見の基準の場合、地域別の統廃合対象投票区は田島地域1か所(4%)、館岩地域1か所(10%)、伊南地域5箇所(60%)、南郷地域7箇所(60%)と地域間で大きな差が生じ、公平性を欠くおそれがあります。そのため、各地域の削減率が40%～60%となる原案の基準が適当であると考えております。</p> <p>なお、ご意見のとおり投票所が廃止される地区については投票所までの距離が遠くなり利便性が低下することから、移動支援や移動期日前投票所の実施など、投票の利便性向上に向けた施策の検討を進めてまいります。</p> <p>また、投票立会人につきましては、ご意見のとおり当該投票区以外に居住する方も選任が可能であることから、今後、当該投票区以外からの選任について効果的な方法の検討を進めてまいります。</p>